

相続専門税理士が教える 揉めない遺産の残し方

第4回



税理士法人レディング

(愛知県名古屋市中)

木下勇人代表(37)

「おしどりの贈与」とも呼ばれる、贈与税の配偶者控除。不動産才ナー様のみならず、相続税がかかる方には、ぜひ取り組んでいただきたい生前対策です。

① 今までの配偶者控除を適用していないこと
② 同一夫婦間で1度だけ「贈与税は0円」ですが、登録免許税・不動産取得税(軽減要件あり)・その他専門家への費用が生じますの

③ 2110万円までの贈与も可能。ただし、「贈与税は0円」ですが、登録免許税・不動産取得税(軽減要件あり)・その他専門家への費用が生じますの

④ 評価方法(相続税評価)の違いから「居住用不動産」の贈与の方が有利となります。さらに、相続開始前3年以内の生前贈与加算の対象となりません

⑤ その夫婦間で一生に一度しか使えない、おしどりの贈与。結婚記念される予定がある場合には、土地だけでなく建物も併せて贈与しておくと、売却時の譲渡税(所得税)が有利になる可能性があります(居住用財産の3000万円特別控除を夫婦で適用)。

贈与税の配偶者控除とは、①婚

生前時に利用したい贈与税の配偶者控除

日(誕生日、いい夫婦の日、手続き、税金面から

① 姻期間が20年以上、② 贈与財産は、居住用の不動産(自宅の土地、建物)や居住用不動産を取得するための金銭(自宅購入資金)のいずれかであること、③ 贈与をした翌年3月15日までに居住し、その後も引き続き居住する見込みであること、④

① の要件を満たした場合は、2000万円までは贈与税がかかりません、という制度です。通常、2000万円を贈与すると、贈与税が720万円かかりますが、上記要件を満たすことで、贈与税は0円。また、暦年贈与の110万円と合わせ

② で、軽減される相続税との費用対効果を検討する必要があります。ただし、その相続税軽減効果は、遺産分割方法・配偶者の財産規模・相続発生の際の順番など、様々な変動要因があることにも留意ください。

③ ので、仮に贈与した年に相続開始となった場合でも、この特例は適用可能となります。また、将来ご自宅を売却

④ だけだけでなく、ぜひ素敵なイベントにして、取り組んでいただければ幸いです。

(きのした・はやと) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間2000件以上の相続税相談を行っている。

贈与する財産として